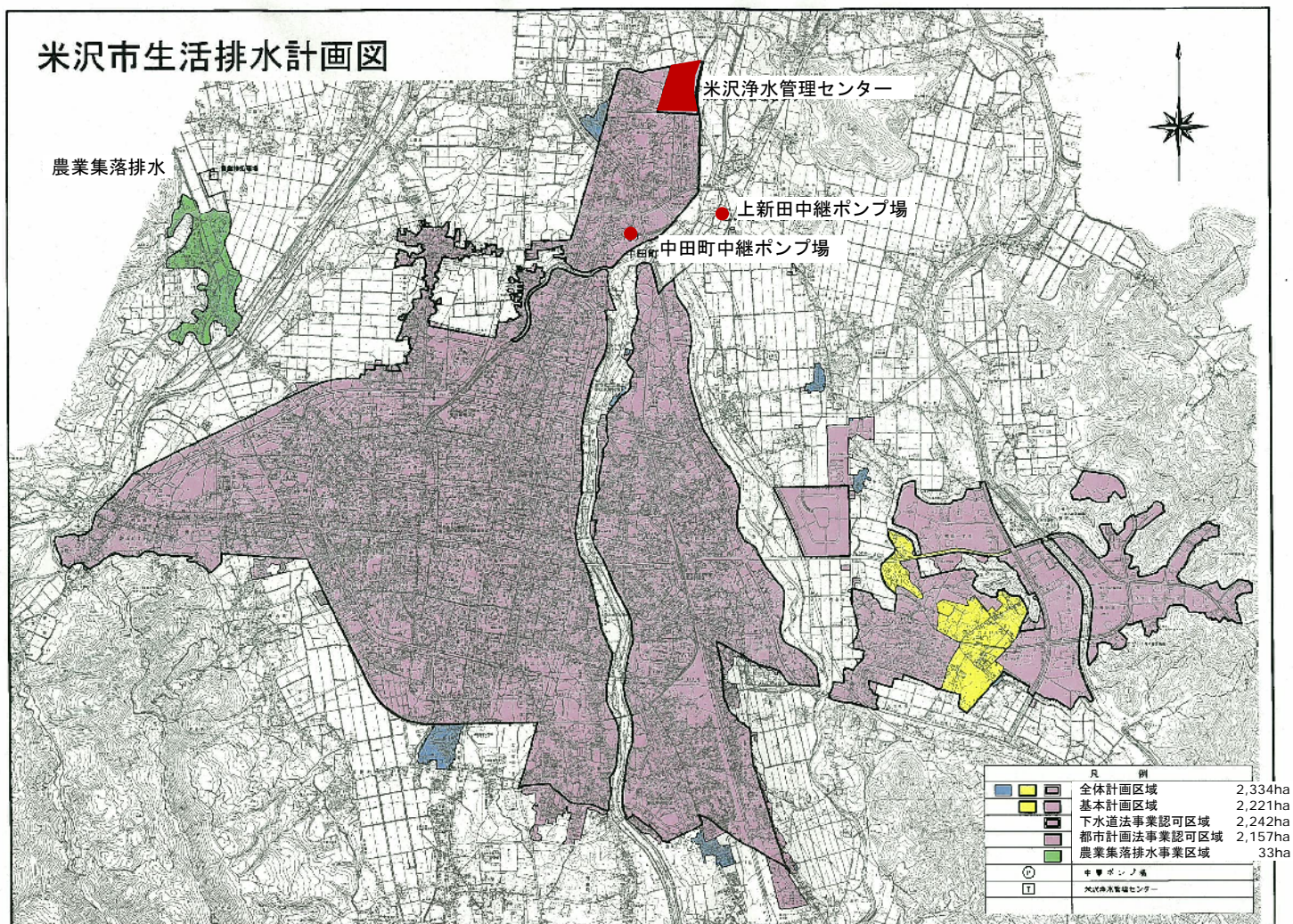


第3回 下水道財政のあり方に関する研究会

米沢市説明資料 平成27年3月16日

1-1 米沢市下水道事業の概要



1-2 米沢市下水道事業の概要

平成26年3月31日時点

項目	概況
行政区域内人口	85,172人
水洗化可能人口	53,403人
普及率	62.7%
水洗化人口	44,967人
水洗化率	84.2%
事業計画面積	2,241.60ha
整備済面積	1,776.01ha
面整備率	79.2%
管渠整備延長	290,888.52m

2-1 経営の健全化に向けた取組 収入面

【使用料金設定の考え方】

1. 汚水にかかわる維持管理費及び施設整備に伴う資本費は、使用料金で全て賄うことが原則。

実際は… 平成25年度 使用料金負担率
汚水に関わる維持管理費 100%
施設整備に伴う資本費 40.8% (不足額は一般会計からの繰出)

2. 使用料金算定の基礎となる財政計画期間は4年間とし、当面の目標(資本費参入率50%)に向けて見直しを行う。

第1回：期間 平成19～22年度、平成20年4月に平均12%改定
第2回：期間 平成25～28年度、平成26年4月に平均4.6%改定

2-2 経営の健全化に向けた取組 収入面

【使用料金改定の考え方（平成26年度改定）】

1. 下水道事業の健全経営を図る。
2. 財政計画期間最終年度(平成28年度)に、資本費に充当する使用料金の割合を50%にする。
3. 高齢者世帯や単身世帯など少量使用者に配慮する。

2-3 経営の健全化に向けた取組 収入面

【使用料金の変遷（一般汚水）】

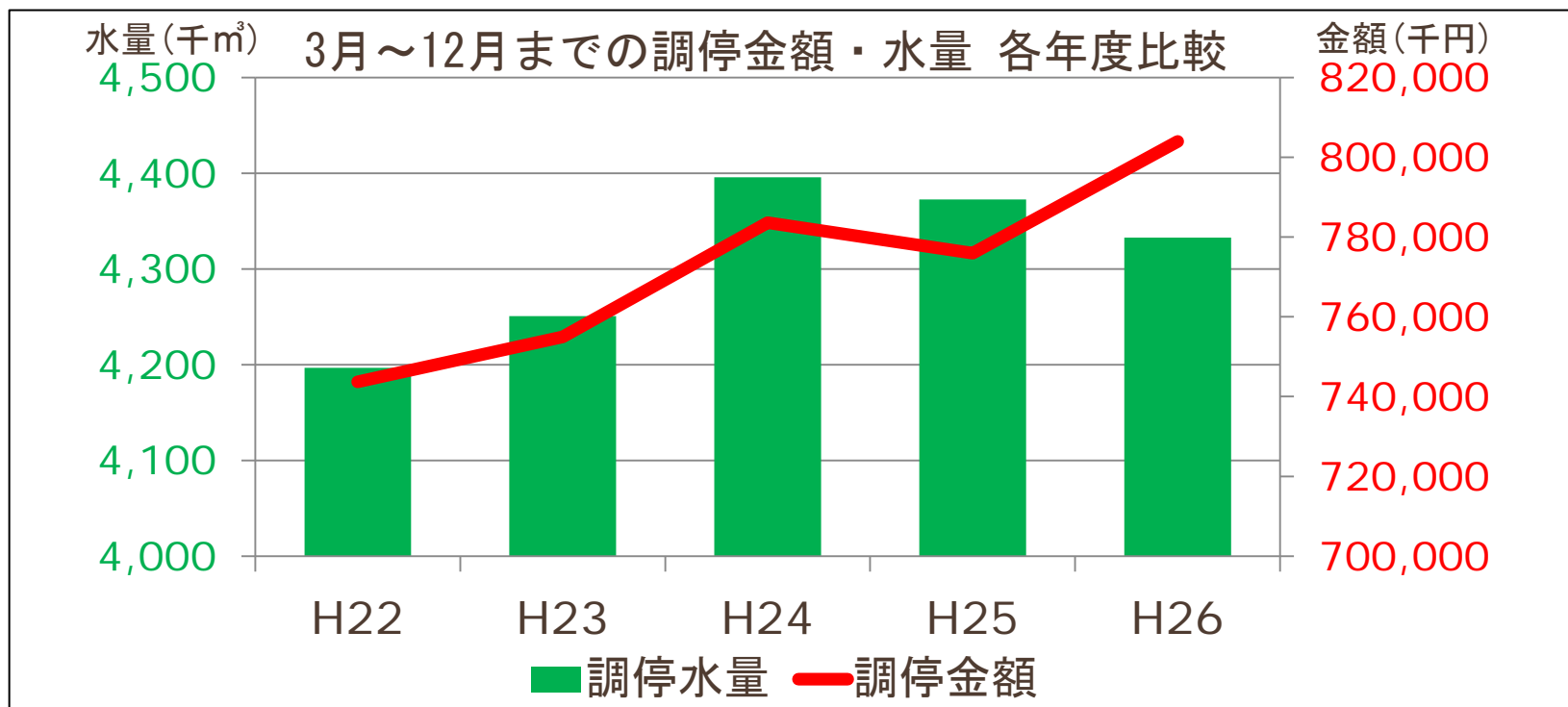
1か月当り	排出量 (m ³)	料金単価（円）※税抜き		
		当初	20年4月改定	26年4月改定
基本使用料	0～10	1300	1450	1450
従量使用料 (1 m ³ 当り)	11～20	140	155	162
	21～30	150	165	173
	31～50	160	180	188
	51～100	165	185	194
	101～500	170	190	199
	501～	175	195	204
累進度		1.35	1.34	1.41
月20m ³ 使用した場合の料金		2,700円	3,000円	3,070円

2-4 経営の健全化に向けた取組 収入面

【今後の課題】

- ・ 使用水量の減少（一般污水）

→ 大口使用者（1,001m³以上）の使用水量減少が著しい。



平成26年度：水量は減少しているが、料金改定と消費増税分で調停金額増加

2-5 経営の健全化に向けた取組 収入面

【今後の方針】

1. 下水道使用料金の見直し…平成30年度予定
 - ・平成28年度から下水道事業運営審議会の開催
2. 地方公営企業法の適用…平成31年度予定
3. 資源、資産の有効活用を検討
 - ・し尿・浄化槽汚泥処理施設から前処理後の汚水受入れ

2-6 経営の健全化に向けた取組 支出面

【維持管理費における取組】

1. 米沢市下水道長寿命化計画による改善累計額
 - ・平成24年度から平成28年度で53.32百万円
2. 職員数の削減
 - ・平成18年度 23人 → 平成26年度 19人

【資本費における取組】

1. 地方債の繰上償還
 - ・平成19～24年度 繰上償還額28.6億円 利子軽減額6.8億円

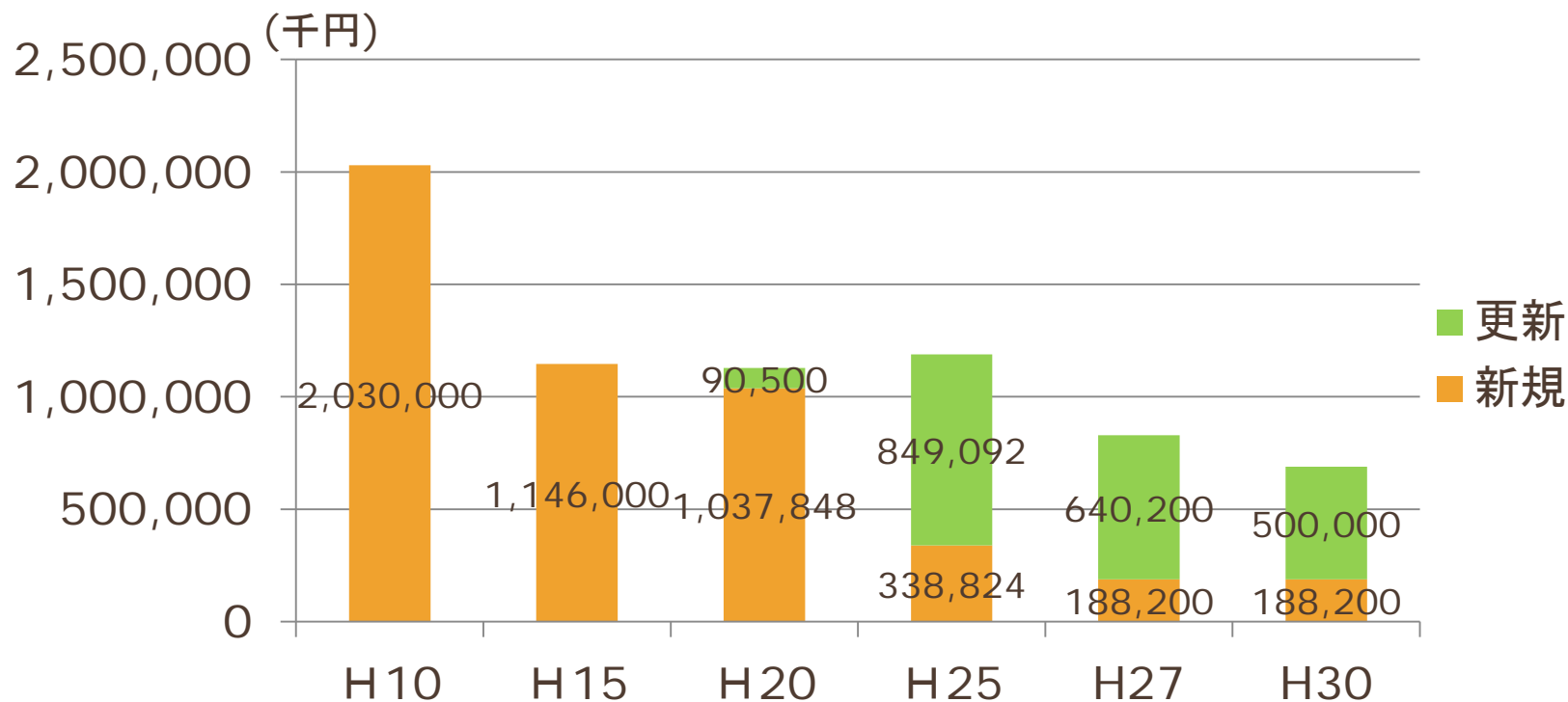
2-7 経営の健全化に向けた取組 支出面

【今後の課題、方針】

1. 上下水道事業の統合…平成28年度予定
2. 地方公営企業法の適用…平成31年度予定
3. 資本費平準化債の発行…平成27年度 5億円

3-1 建設投資

【新規・更新別：これまでの推移と今後の見込み】

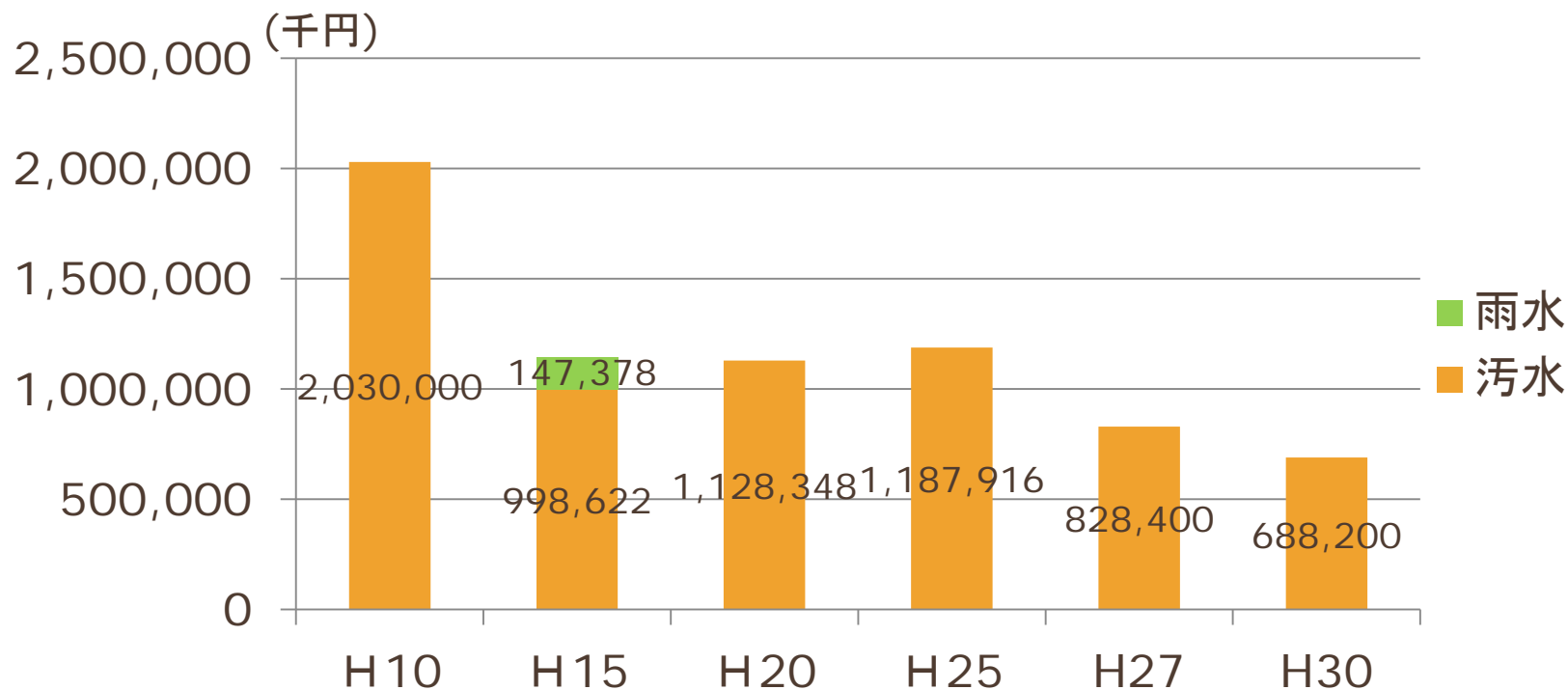


※新規：管渠整備の減少により減少傾向（市負担分の減少、補助事業の減少）

※更新：処理場の老朽化により増加傾向

3-2 建設投資

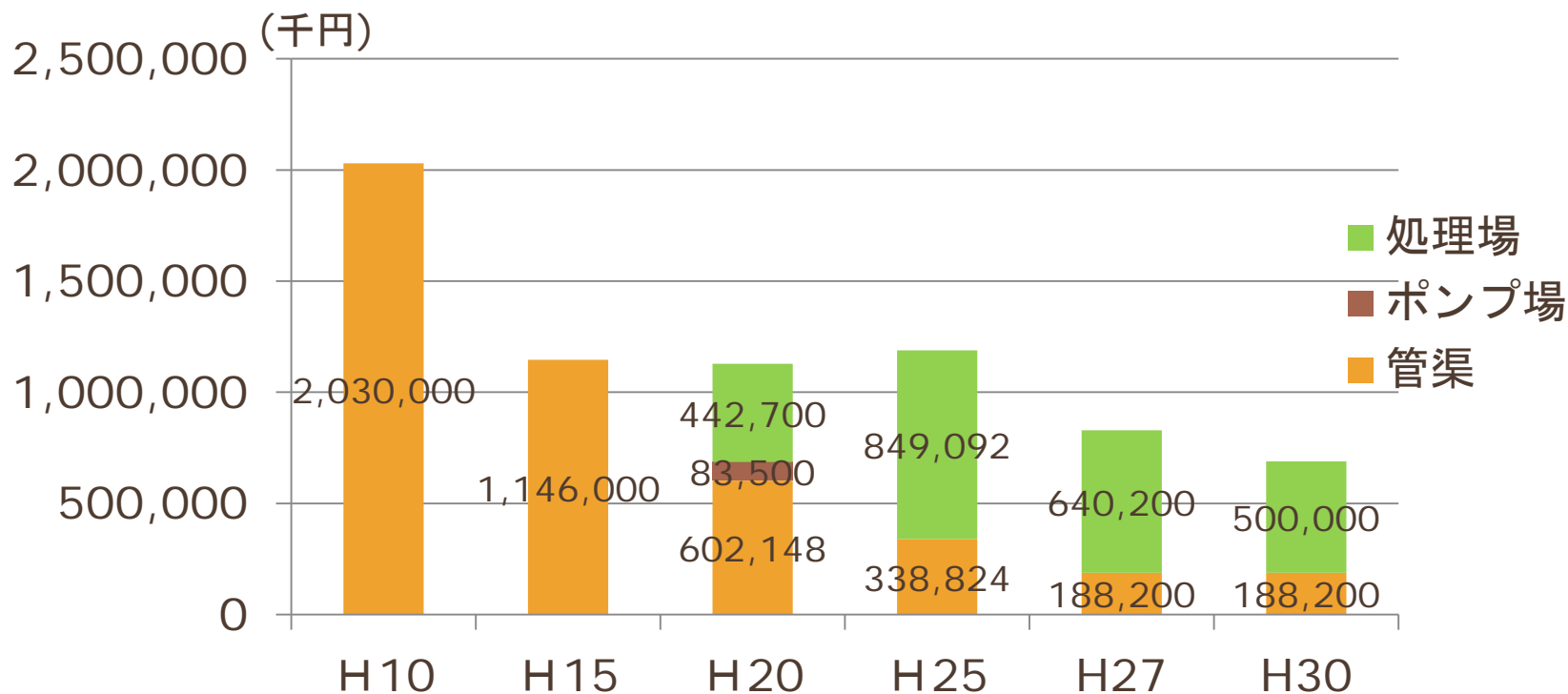
【雨污水別：これまでの推移と今後の見込み】



※污水管渠の整備が優先課題

3-3 建設投資

【管渠・ポンプ場・処理場別：これまでの推移と今後の見込み】



※全体として縮小傾向

割合的には処理場にかかる費用が増加傾向

3-4 建設投資

【今後の方針】

1. 污水管渠の整備促進
2. 処理場の改築更新（耐震化を含む）

【今後の課題】

1. 事業費の減少
2. 人口減少、少子高齢化

事業計画の見直し

- ・ 10年間で整備できない地区のフォローアップ（浄化槽の検討）
- ・ 下水道が必要なエリアなのか中長期的視点での検討

4-1 一般会計繰出金

【雨水・汚水の仕分け方法】

1. 基本

国の繰出基準「公共下水道事業繰出基準の運用について(昭和56年通知)」に基づいて行う。

2. 方法

(1) 資本費（元利償還金）

分流式下水道であるため施設が特定される。

(2) 維持管理費

施設が特定されるため各施設に要する経費の割合。

4-2 一般会計繰出金

【一般会計繰出のルール、繰出額の決定方法】

- ・ 雨水：100%繰出、汚水：経営に伴う収入で不足する額。
- ・ 平成26年度の繰出金は11億円程度になる見込み。
- ・ 平成27年度予算は繰出金を6.5億円以下に抑えて、資本費平準化債を5億円発行。
- ・ 今後、財政当局と繰出のルールを決める予定。

【決算統計上の繰出基準額の算定方法】

- ・ 国からの通知「地方公営企業繰出金について」に基づき算定。